

第11号議案

教科用図書選定審議会委員の任期満了後に、教科用図書の絶版、在庫不足等の理由により新たに採択を行う必要が生じた場合の取扱いについて

教科用図書選定審議会委員の任期満了後に、教科用図書の絶版、在庫不足等の理由により新たに採択を行う必要が生じた場合の取扱いについて、次のとおり定める。

令和7年5月23日

滋賀県教育委員会

別紙のとおり

審議会委員の任期満了後に、絶版、在庫不足等の理由により新たに採択を行う必要が生じた場合の取扱いについて

各採択権者は、9月1日以後の教科用図書の絶版、在庫不足等の理由により新たに採択を行う必要が生じたときは、「選定に必要な資料」等を参考にして、採択地区内で綿密な研究協議を行い適切な教科用図書を採択すること。